

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：病院事業

事業名	病院事業		
事業開始年月日	昭和34年1月26日	地方公営企業法の適用・非適用	✓適用 非適用
団体名	北茨城市	職員数 (H19. 4. 1現在)	217人
構成団体名			

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	3.8%(H18)	公営企業債現在高(百万円)	229
累積欠損金 (百万円)	2191	利益剰余金又は積立金(百万円)	0
不良債務 (百万円)	687	財政力指数	0.67(H18)
資金不足比率 (%)	25.8	実質公債費比率 (%)	18.0(H19)
		経常収支比率 (%)	94.1(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ✓ 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	病院事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計 画 策 定 責 任 者	北茨城市長 豊田 稔
既存計画との関係	集中改革プラン（平成17年度～平成22年度）
公表の方法等	市広報紙への掲載、市議会への説明
基本方針	北茨城市立総合病院は、県北地域の中核病院として救急医療やへき地医療等の責務を負っており、さらには住民の健康と安心の確保のための役割と使命が課せられている。これらを支えるためには、早急に経営基盤の確立を図る必要があり、不良債務の早期解消と累積欠損金の計画的解消を図りたい。今後経営健全化を推進する上で、医師確保と患者サービスの向上を目指した診療体制を確立し、収益の確保を図ると共に、職員配置の適正化、経費の節減等を図り、早い時期に単年度収支の均衡が図れるよう努力したい。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			125	125
	補償金免除額			25	25
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	病院整備事業			125,299	125,299
合 計 (A)				125,299	125,299
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)				0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)				125,299	125,299

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	茨城県の県北地域の中核病院として日立いわき間をカバーしているが、専門的な医療機関が少ないうえ、公立病院として山間部のへき地医療や不採算部門を担わなければならない、厳しい経営状態が続いている。こうした中、平成17年度において、国の臨床研修医制度改革の煽りを受け、医師数が減少し患者数も激減し、大幅な資金不足を招いた。18年度に入り、一応の診療体制が整ったものの医師数の不足は否めず、入院患者数を増やすまでには至っていない。今後は医師確保を最重点とし経営基盤の安定化を図っていきたい。	
経営課題	課 題	診療体制の充実
	医師確保を最重要課題とし、入院及び外来患者の増により安定した収入の確保を図る。病床利用率については平成17年度類似規模全国平均81.2%に対し59.6%、18年度52.7%と大幅に下回っているが、19年度以降安定した利用率の確保を図る。	
	課 題	人件費の適正化
	職員給与費率の平成17年度類似規模全国平均49.5%に対し64.2%、18年度63.4%と大幅に上回っているため、適正な定員管理により、合理化及び人件費の削減を図る。	
	課 題	経費の節減・合理化
		薬品費率の平成17年度類似規模全国平均11.9%に対し20.2%、18年度19.4%、材料費率については、17年度平均22.6%に対し26.8%、18年度30.1%と上回っているため、委託契約・診療材料物流管理・医薬品の購入方法の見直し等により経費の節減を図る。
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し(法適用企業)

(1)収益的収支、資本的収支

(単位:百万円、%)

区 分		年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		計画前5年度 (決算)	計画前4年度 (決算)	計画前3年度 (決算)	計画前々年度 (決算)	計画前年度 (決算)	計画初年度	計画2年度	計画3年度	計画4年度	計画5年度	
収益的収入	1. 医 業 収 益 a	3,765	3,712	3,838	2,831	2,666	3,106	3,221	3,316	3,368	3,368	
	(1) 料 金 収 入	3,582	3,505	3,649	2,649	2,468	2,969	3,031	3,126	3,178	3,178	
	(2) そ の 他	183	207	189	182	198	137	190	190	190	190	
	2. 医 業 外 収 益	142	139	114	118	89	84	81	73	72	71	
	(1) 補 助 金	54	48	44	41	43	31	41	41	41	41	
	他 会 計 補 助 金	43	47	43	40	42	30	40	40	40	40	
	そ の 他 補 助 金	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	(2) そ の 他	88	91	70	77	46	53	40	32	31	30	
	収 入 計 (A)	3,907	3,851	3,952	2,949	2,755	3,190	3,302	3,389	3,440	3,439	
	収益的支出	1. 医 業 費 用	3,852	3,862	3,865	3,497	3,354	3,215	3,232	3,270	3,290	3,286
(1) 職 員 給 与 費		1,833	1,829	1,866	1,817	1,689	1,598	1,580	1,600	1,615	1,615	
基 本 給 与		872	867	894	872	854	830	835	855	870	870	
退 職 手 当												
そ の 他		961	962	972	945	835	768	745	745	745	745	
(2) 材 料 費		1,007	1,055	1,033	759	803	769	791	810	819	819	
う ち 薬 品 費		691	730	732	572	517	563	579	592	599	599	
経 費		904	856	860	821	764	753	775	793	802	802	
う ち 委 託 料		402	404	425	364	356	347	357	365	369	369	
そ の 他		14	14	12	13	10	10	10	10	10	10	
(3) 減 価 償 却 費	94	108	94	87	88	85	76	57	44	40		
2. 医 業 外 費 用	88	87	91	175	90	121	120	119	116	107		
(1) 支 払 利 息	28	26	23	21	22	17	16	15	12	11		
(2) そ の 他	60	61	68	154	68	104	104	104	104	96		
支 出 計 (B)	3,940	3,949	3,956	3,672	3,444	3,336	3,352	3,389	3,406	3,393		
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	33	98	4	723	689	146	50	0	34	46		
特 別 利 益 (D)	0	0	0	413	0	91	91	91	91	91		
特 別 損 失 (E)	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1		
特 別 損 益 (D)-(E) (F)	0	0	1	412	1	90	90	90	90	90		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (C) + (F)	33	98	5	311	690	56	40	90	124	136		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (G)	1,087	1,185	1,190	1,501	2,191	2,252	2,216	2,129	2,008	1,874		
流 動 資 産 (H)	931	717	710	499	602	651	651	651	651	651		
う ち 未 収 金	709	663	641	435	562	600	600	600	600	600		
流 動 負 債 (I)	738	610	593	589	1,289	1,193	1,066	940	814	651		
う ち 一 時 借 入 金	330	380	420	400	1,090	1,034	906	780	654	491		
う ち 未 払 金	396	218	161	176	186	150	150	150	150	150		
不 良 債 務 (J)	0	0	0	90	687	542	415	289	163	0		
累 積 欠 損 金 比 率 $\frac{(G)}{a} \times 100$	28.9	31.9	31.0	53.0	82.2	72.5	68.8	64.2	59.6	55.6		
不 良 債 務 比 率 $\frac{(J)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	3.2	25.8	17.5	12.9	8.7	4.8	0.0		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 19 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (K)	0	0	0	90	687	542	415	289	163	0		
資 金 不 足 比 率 $\frac{(K)}{(A)} \times 100$	0.0	0.0	0.0	3.2	25.8	17.5	12.9	8.7	4.8	0.0		

区 分		年 度		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		計画前5年度	計画前4年度	計画前3年度	計画前々年度	計画前年度	計画初年度	計画2年度	計画3年度	計画4年度	計画5年度		
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)							
資本的収入	1. 企業	139			8			125					410
	2. 他会計出資金	71	44	64	64	53	39	17	18	19		20	
	3. 他会計補助金					38	44						
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(県)補助金	11			12	9							
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
		計 (A)	221	44	64	84	100	208	17	18	19		1,060
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	221	44	64	84	100	208	17	18	19		1,060	
資本的支出	1. 建設改良費	197	54	30	62	19	23	20	20	20		1,220	
	2. うち職員給与費												
	3. 企業債償還金	84	66	97	96	79	184	26	27	28		29	
	4. 他会計長期借入返還金												
	5. 会計長期借入返還金												
	計 (D)	282	120	128	159	100	208	47	48	49		1,250	
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	61	76	63	75	0	0	30	30	30		190	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	61	76	63	75	0	0	30	30	30		190	
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他												
	計 (F)	61	76	63	75	0	0	30	30	30		190	
	補てん財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
積立金現在高	企業債現在高	558	492	396	308	229	170	144	118	90		471	
	うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	558	492	396	308	229	170	144	118	90		471	
	うちその他に係るもの												

(2) 他会計繰入金

区 分		年 度		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		計画前5年度	計画前4年度	計画前3年度	計画前々年度	計画前年度	計画初年度	計画2年度	計画3年度	計画4年度	計画5年度		
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)							
収 益 的 収 支 分		213	260	210	636	219	256	303	295	294		293	
	うち基準内繰入金	213	260	210	223	219	165	212	204	203		202	
	うち基準外繰入金				413		91	91	91	91		91	
	うち料金収入に計上すべき繰入等												
	うち赤字補てん的なもの				413		91	91	91	91		91	
資 本 的 収 支 分		71	44	64	64	91	83	17	18	19		650	
	うち基準内繰入金	71	44	64	64	53	39	17	18	19		20	
	うち基準外繰入金					38	44					630	
	うち赤字補てん的なもの					38	44						

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	3.2	25.8	17.5	12.9	8.7	4.8	0	
料金回収率	(%)											
総収支比率(法適用)	(%)	99.2	97.5	99.9	91.5	80.0	98.3	101.2	102.7	103.6	104.0	
経常収支比率(法適用)	(%)	99.2	97.5	99.9	80.3	80.0	95.6	98.5	100.0	101.0	101.4	
営業収支比率(法適用)	(%)	97.7	96.1	99.3	81.0	79.5	96.6	99.7	101.4	102.4	102.5	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	28.9	31.9	31.0	53.0	82.2	72.5	68.8	64.2	59.6	55.6	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	3.2	25.8	17.5	12.9	8.7	4.8	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	5.5	6.8	5.3	21.6	7.9	8.0	9.2	8.7	8.5	8.5
	うち基準内繰入金	(%)	5.5	6.8	5.3	7.6	7.9	5.2	6.4	6.0	5.9	5.9
	うち基準外繰入金	(%)				14.0		2.8	2.8	2.7	2.6	2.6
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)				14.0						
	資本的収入分	(%)	32.1	100.0	100.0	76.2	91.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金	(%)	32.1	100.0	100.0	76.2	53.0	47.0	100.0	100.0	100.0	3.1
	うち基準外繰入金	(%)					38.0	53.0				96.9
うち赤字補てん的なもの	(%)					38.0	53.0					

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 / 給水原価 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成18年度実績(1日当り 入院患者110人・外来患者470人)に対して入院については、19年度10人、20年度18人、21年度26人、22・23年度30人の増、外来については年30人の増により、計画期間累計で12億円の増収を見込む。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計から基準内繰入として毎年2.3億円程度を繰入れているが、計画5年間は不良債務解消分を毎年9100万円繰入れることを前提としている。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	当施設は老朽化が著しいため、平成23年度より新市民病院建設を計画(実施未決定)し、事業費は60億円で財源内訳としては、自主財源6億3千万円で残りは起債を充てることとする。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	特になし

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="145 300 611 1094"> <tr> <td data-bbox="145 300 611 427">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="611 300 2136 427">定員適正化計画及び行政改革集中改革プランに基づき、平成17年度を基準に、平成18年度14名減、平成19年度24名減とし、最終年度22年度までに56名の純減(7.9%の減)としている。(課題)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 427 611 531">給与のあり方</td> <td data-bbox="611 427 2136 531"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 531 611 675"> 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 </td> <td data-bbox="611 531 2136 675">国家公務員に準じた給与構造改革を今後も実施していく。地域手当は制度無し。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 675 611 818"> 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 </td> <td data-bbox="611 675 2136 818">一般行政職と同様に給与構造改革を実施していく中で、国を上回る給与とならないようにする。なお、見直しに向けた基本的な取組み方針を平成20年3月に公表することとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 818 611 954">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="611 818 2136 954">退職時特別昇給については、H18年度に廃止済み。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 954 611 1094">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="611 954 2136 1094">市民に理解される福利厚生事業の推進に努めている。なお、職員共済会における事業等について平成19年12月に公表することとする。</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	定員適正化計画及び行政改革集中改革プランに基づき、平成17年度を基準に、平成18年度14名減、平成19年度24名減とし、最終年度22年度までに56名の純減(7.9%の減)としている。(課題)	給与のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員に準じた給与構造改革を今後も実施していく。地域手当は制度無し。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	一般行政職と同様に給与構造改革を実施していく中で、国を上回る給与とならないようにする。なお、見直しに向けた基本的な取組み方針を平成20年3月に公表することとする。	退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇給については、H18年度に廃止済み。	福利厚生事業のあり方	市民に理解される福利厚生事業の推進に努めている。なお、職員共済会における事業等について平成19年12月に公表することとする。	
地方公務員の職員数の純減の状況	定員適正化計画及び行政改革集中改革プランに基づき、平成17年度を基準に、平成18年度14名減、平成19年度24名減とし、最終年度22年度までに56名の純減(7.9%の減)としている。(課題)												
給与のあり方													
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員に準じた給与構造改革を今後も実施していく。地域手当は制度無し。												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	一般行政職と同様に給与構造改革を実施していく中で、国を上回る給与とならないようにする。なお、見直しに向けた基本的な取組み方針を平成20年3月に公表することとする。												
退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇給については、H18年度に廃止済み。												
福利厚生事業のあり方	市民に理解される福利厚生事業の推進に努めている。なお、職員共済会における事業等について平成19年12月に公表することとする。												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等 <table border="1" data-bbox="145 1198 611 1476"> <tr> <td data-bbox="145 1198 611 1342"> 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 </td> <td data-bbox="611 1198 2136 1342">材料の在庫管理及び発注業務の見直しにより診療材料費を縮減する。また、保守契約内容の見直しにより業務委託費の縮減を図る。(課題)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1342 611 1476"> 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用 </td> <td data-bbox="611 1342 2136 1476">未検討</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	材料の在庫管理及び発注業務の見直しにより診療材料費を縮減する。また、保守契約内容の見直しにより業務委託費の縮減を図る。(課題)	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	未検討									
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	材料の在庫管理及び発注業務の見直しにより診療材料費を縮減する。また、保守契約内容の見直しにより業務委託費の縮減を図る。(課題)												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	未検討												

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	昭和62年以降据え置いていた分娩費を、平成18年度に出産一時金給付額の増額に伴い料金改定を行った。その他に、平成19年度より収入確保として診療体制の充実、看護基準の見直し、外来診療時間の延長、請求漏れ防止対策の強化を図っている。（課題）
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入	決算状況、給与情報について市広報紙で公表している。 行政評価については、平成17年度から一部導入を実施しており、現在の評価対象を総合計画実施計画に採択するための事務事業の事前評価に絞っていることから、今後段階的に評価する事務事業の拡大を図る。
5 その他	脳外科医・整形外科医を増員し、診療体制を充実させ、収入を増収し安定した収益の確保を図っていく。（課題）

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成17年度との比較で平成22年度4月1日まで56人(7.9%)の純減。給与の適正化の観点から特殊勤務手当の見直しを図る。(課題) (-1)
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	診療体制の充実(脳外科医・整形外科医の増員)、看護基準の見直し(10:1から7:1)、請求漏れ防止対策の強化(院内レセプト委員会を中心に原因の分析及び対策を行う)、外来診療時間の延長(午後の診療を行う)、各種検診の受入等により計画5年間で30億円の増収を見込む。また支出においては、診療材料物流管理(納入業者集約化による購入費削減)・医薬品の購入方法(購入単価の見直し)・業務委託契約の見直し(レントゲン保守内容縮小)により診療材料費・委託料等2億円の節減を図る。(課題、) (-2.3.5)
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	不良債務解消分として平成19年度から5年間にわたり繰り入れを行うこととしているが、自己努力によっても増収を図り、経費の節減等により経営の安定化を図り、早期に基準外繰入の解消を目指したい。
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(4) 病院事業

年度別目標

(単位:人、百万円、%)

区分	目標又は実績	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計画前5年間 実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計画合計	
		(計画前5年度 決算)	(計画前4年度 決算)	(計画前3年度 決算)	(計画前々年度 決算)	(計画前年度 決算)		(計画初年度 目標)	(計画第2年度 目標)	(計画第3年度 目標)	(計画第4年度 目標)	(計画第5年度 目標)		
職員数	医師	職員数	27	26	28	22	22		22	22	22	22	22	
		増減数	-2	-1	2	-6	0	-7	0	0	0	0	0	0
		改善額												
	看護部門職員	職員数	147	149	151	138	122		130	136	142	145	145	
		増減数	10	2	2	-13	-16	-15	8	6	6	3	0	23
		改善額												
	医療技術職員	職員数	41	39	40	37	36		36	35	35	33	32	
		増減数	2	-2	1	-3	-1	-3	0	-1	0	-2	-1	-4
		改善額												
	その他の職員	職員数	53	57	55	50	42		36	36	36	36	36	
		増減数	-2	4	-2	-5	-8	-13	0	0	0	0	0	0
		改善額												
	事務職員	職員数	50	53	50	47	39		33	33	33	33	33	
		増減数	-3	3	-3	-3	-8	-14	-6	0	0	0	0	-6
改善額														
労務職員	職員数	3	4	5	3	3		3	3	3	3	3		
	増減数	1	1	1	-2	0	1	0	0	0	0	0	0	
	改善額													
医療収益に対する職員給与費割合		48.7	49.3	48.6	64.2	63.4	54.8	51.4	49.1	48.3	48.0	48.0	49.0	
収入確保	入院・外来患者の確保					12	12	239	317	383	416	416	1771	
	患者一日一人当収入の増													
	改善額													
	その他							230	242	250	254	254	1230	
	看護基準の見直し							120	132	140	144	144	680	
	改善額													
	請求漏れ対策強化							110	110	110	110	110	550	
改善額														
費用削減	人件費の見直し													
	うち退職手当以外													
	うち正職員					10	10	85	85	85	85	85	425	
	改善額													
	うち非常勤職員							6	6	6	6	6	36	
	改善額													
	うち退職手当													
	その他							14	65	36	36	36	36	209
	改善額	1	3	4	2	4	14	65	36	36	36	36	209	
	材料費													
改善額	1	3	4	2	3	13	34	34	34	34	34	170		
委託費														
改善額							29					29		
図書費														
改善額					1	1	2	2	2	2	2	10		
累積欠損金比率	29.9	31.9	31.0	53.0	82.2		72.5	68.8	64.2	59.6	55.6			
増減	1.1	3.0	-0.9	22.0	29.2		-9.7	-3.7	-4.6	-4.6	-4.0			
企業債現在高	558	492	396	308	229		170	144	118	90	471			
増減	55	-66	-96	-88	-79		-59	-26	-26	-28	381			
計画前5年間改善額 合計							36	改善額 合計					3665	

(注)1. 職員数「その他職員」欄については、必要に応じて事務職員、給食職員など内訳を記入すること。

2. 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、薬剤費、委託費等)の内訳を記入すること。

3. 会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額

25

(4) 病院事業(つづき)

各種経営比率

区分	目標又は実績	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	類似規模 全国平均 (平成17年度)
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度) 目標	(計画第2年度) 目標	(計画第3年度) 目標	(計画第4年度) 目標	(計画第5年度) 目標	
経営指標	経常収支比率	99.2	97.5	99.9	80.3	80.0	95.6	98.5	100.0	101.0	101.4	102.3
	医療収支比率	97.7	96.1	99.3	81.0	79.5	96.6	99.7	101.4	102.4	102.5	95.5
	職員給与費率	48.7	49.3	48.6	64.2	63.4	51.4	49.1	48.3	48.0	48.0	49.5
	薬品費率	18.4	19.7	19.1	20.2	19.4	18.1	18.0	17.9	17.8	17.8	11.9
	材料費率	26.7	28.4	26.9	26.8	30.1	24.8	24.6	24.4	24.3	24.3	22.6
病床	病床利用率	一般	92.2	87.5	89.0	59.6	52.7	57.0	61.0	65.0	67.0	81.2
		療養										
		結核										
		精神										
		感染症										
	計	92.2	87.5	89.0	59.6	52.7	57.0	61.0	65.0	67.0	67.0	

- (注) 1. 複数の病院を有する事業にあっては、病院ごとに作成すること。
 2. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上段()書きすること。
 3. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

再編・ネットワーク化について

二次医療圏における「再編計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・スケジュール、検討の方向性、結論を取りまとめる時期」を具体的に記載すること。

北茨城市が属する日立保健医療圏は、日立市・高萩市・北茨城市の3市で構成されている。当二次医療圏の基幹病院は、日立総合病院(日立市)であり、北茨城市立総合病院(北茨城市)・県北医療センター高萩協同病院(高萩市)、他数病院がこれを補完する形となっている。
 当二次医療圏内の自治体病院は北茨城市立総合病院のみで、公的病院も県北医療センター高萩協同病院のみであるが、両者の病床規模・診療機能等が類似する一方、いずれも医師をはじめとする医療スタッフの確保に苦慮しているのが現状である。
 そのため、二次医療圏内の医療機能の再編・ネットワーク化の前段階として、北茨城市立総合病院と県北医療センター高萩協同病院との間で、医療機能の分担・連携についての協議を行う準備を進めている。
 具体的な検討の方向性は定まっていないものの、地域住民の関心は「救急医療体制の充実」であると捉えており、この点を中心に協議を進めたい。なお、小児科・産婦人科等の診療分野については、茨城県全体として機能の集約化・拠点化についての協議が既に行われているが、その協議の結果、「現状が既に集約化・拠点化された状態になっている」との意見に集約されている。
 北茨城市立総合病院と県北医療センター高萩協同病院との間の協議は、平成19年10月から開始する予定であり、検討の方向性については平成19年内、医療機能の分担・連携についての具体的な方策は、平成19年度内を目処に取りまとめたい。
 なお、北茨城市立総合病院と県北医療センター高萩協同病院の2者の協議がある程度整った後、或いは同時並行で二次医療圏内での医療機能の再編・ネットワーク化に向けた協議が必要になると認識しているが、この協議には茨城県(保健所)の協力が不可欠であるため、茨城県(保健所)と連携して協議を進めたい。

経営形態の見直し(民間的経営手法の導入)について

「新経営形態への移行計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論を取りまとめる時期」を具体的に記載すること。

現在、北茨城市立総合病院は地方公営企業法の一部適用(財務適用)により運営されており、現時点において経営形態の見直しは検討していない。